

コロナ禍における病児・病後児保育室利用基準の変更について

令和3年4月1日

保育幼稚園総務室

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、病児・病後児保育室利用基準を以下のとおり変更して対応させていただいています。

- 37.5℃未満に解熱後24時間が経過した後に、かかりつけ医を受診し、利用の判断を仰いでください。
※インフルエンザについては、病児は発熱後48時間経過し、かつ、37.5℃未満に解熱後24時間経過した後にかかりつけ医を受診し、許可があれば利用可能、病後児は解熱後（解熱した日を0日目とする）3日目以降に受診し、許可があれば4日目より利用可能となります。
- 保育中に熱が37.5℃以上にあがった場合は、お迎えの連絡をしますので、速やかにお迎えにお越してください。翌日以降の利用については、37.5℃未満に解熱後24時間経過した後に、再度かかりつけ医を受診し、利用の判断を仰いでください。新たな「病児・病後児保育利用申請書」の提出が必要となります。

今後、病児・病後児保育室の受入れ基準や対象疾患など、状況により変更させていただくことがあります。最新情報につきましては、ホームページをご覧ください。利用を希望される病児・病後児保育室や子ども総合窓口にお問い合わせの上、詳細をお確かめください。

【問い合わせ先】

箕面市ホームページ（病児・病後児保育について）

<https://www.city.minoh.lg.jp/infancy/hoikusho/byougozihoiku.html>

萱野保育所病児・病後児保育室 Tel 072-724-8026

桜ヶ丘保育所病後児保育室 Tel 072-723-8100

東保育所病後児保育室 Tel 072-728-1303

箕面市教育委員会子ども未来創造局 子ども総合窓口（保育幼稚園総務室）

Tel 072-724-6791 Fax 072-721-9907